

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十八年十一月二十五日
参議院政治倫理の確立及び
選挙制度に関する特別委員会

政府は、本法の施行に当たり、各種選挙における投票率の向上を図り、また、国民の投票機会が公平かつ容易に確保されるよう、不在者投票については、確実な本人確認の実施などにより制度の安定性を担保しつつ簡便化を図る等、有権者が投票しやすい投票環境の向上を図るとともに、更なる充実した不在者投票制度の広報及び周知の在り方について速やかに検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずべきである。

右決議する。